

第二回 笠松町議会定例会開会

平成十七年第二回笠松町議会定例会が六月九日から十七日まで開かれ、公共施設巡回町民バス売買契約の締結のほか、平成十七年度一般会計補正予算など、次の案件が原案のとおり可決されました。

▽専決処分の承認について

笠松町税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、個人町民税の非課税の範囲、退職者に係る給与支払報告書の提出対象者の範囲、被災住宅用地の固定資産税の特例、固定資産税の減免申請のおよび特別土地保有税の課税の特例などの見直しに関し、所要の規定整備を行うもの。

平成十六年度笠松町一般会計補正予算

町有地を売却したことに伴う不動産売却収入を社会資本整備基金への積立金とするなど一億二千六百二十八万円の増額補正

▽笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

七月二十日に任期満了となる宮崎貴氏（米野五五三番地）を引き続き委員として選任することに同意されました。

▽羽島郡三町教育委員会委員の選任同意について

七月二十四日に任期満了となる松原敏夫氏（柳津町丸野一丁目七二番地）および小島理生氏（瑞穂市本田一五五二番地の三七三）を引き続き委員として選任することに同意されました。

▽笠松町公共施設巡回町民バス設置条例について

行財政改革における事業の見直しに伴い、公共施設巡回町民バスを十月から有償運行とするため、使用料その他を規定するもの。

使用料 一人一乗者 100円

ただし、小学校就学前の児童は無料

・使用料の免除 重度の身体障害者又は知的障害者で町長が特に必要があると認めるもの

▽笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険税の応能応益割合の平準化を図るため、税率の見直しおよび介護納付金の引き上げなど所要の規定整備を行うもの。

▽笠松町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、これに準じて退職報償金を引き上げるもの。

▽岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について

市町村合併に伴い、組合を組織する市町村数の増減について協議を行うもの。

いて協議を行うもの。

▽笠松町公共施設巡回町民バス売買契約の締結について

契約金額 一千九百九十二万七千五百円
台数 一台
契約の相手方 岐阜日野自動車株式会社

▽補正予算

・平成十七年度笠松町一般会計補正予算
・平成十七年度笠松町老人保健特別会計補正予算
・平成十七年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算
・平成十七年度笠松町介護保険特別会計補正予算
・平成十七年度笠松町下水道事業特別会計補正予算
・平成十七年度笠松町水道事業会計補正予算

各会計の補正予算は、老人保健特別会計を除いて、四月の人事異動に伴う人件費の補正が主な内容で、一般会計に

ついては一千三百三十三万五千円の減額、老人保健特別会計については、前年度事業費精算に伴い、支払基金への返還金および一般会計への繰出金など六千三百八十一万五千円の増額、国民健康保険特別会計は八百九万四千円の減額、介護保険特別会計は二十四万六千円の減額、下水道事業特別会計は四百九万八千円の減額、水道事業会計は十三万六千円の増額で、各会計合計で三千八百七十七万八千円を増額補正するもの。

このほか、平成十六年度の繰越明許費繰越計算書の報告並びに平成十六年度の笠松町土地開発公社および財団法人笠松町地域振興公社決算に関する書類が提出されました。



寄附

六月十一日、岐阜エトスロータリークラブ（岐阜市神田町）から「トンボ天国案内標識板」の寄附がありました。

町では、この趣旨に沿うよう活用させていただきます。